

飯田市医療関連施設価格高騰対策支援金について

1 目的

市内で医療を提供する医療関連施設が、物価高騰の影響を受けながらも安定的なサービス提供を継続できるよう支援する。

2 支給対象者

飯田市内に所在する医療機関（病院、内科診療所、歯科診療所）、助産所、薬局、施術所（柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）及び歯科技工所

※国又は地方公共団体が設置する施設は除く

3 支援金額

区分	支給金額（1施設あたり）	
	基準単価	加算額
病院、内科診療所（有床）	180,000円	22,500円×許可病床数
内科診療所（無床）、歯科診療所、助産所、薬局	90,000円	—
施術所、歯科技工所	30,000円	—

4 支援金額の根拠

社会福祉施設等価格高騰対策支援金（長野県）に準ずる。

※県事業の支援期間は令和7年1月～6月

5 予算要求額 46,973,000円

財源は全額「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」

6 経費の内訳

(1) 支援金

病院・内科診療所（有床）・・・ 7施設

内科診療所（無床）・歯科診療所・助産所・薬局・・・ 182施設

施術所・歯科技工所・・・ 182施設

病院・診療所（有床）の総病床・・・ 945病床

$180 \text{ 千円} \times 7 \text{ 施設} + 90 \text{ 千円} \times 182 \text{ 施設} + 30 \text{ 千円} \times 182 \text{ 施設} \times 0.8 + 22.5 \text{ 千円} \times 945 \text{ 病床} = \underline{43,271 \text{ 千円}}$

※ 施術所及び歯科技工所分は県の交付実績を踏まえ施設数の80%とする

(2) 委託料 医療関連施設価格高騰対策支援業務委託 3,702 千円

7 支援対象期間 令和7年7月～令和8年3月